

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成22年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(景観計画の軽微な変更)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。） <u>第8条第2項第1号から第3号まで及び第5号</u>に掲げる事項の変更</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(景観計画の軽微な変更)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。） <u>第8条第2項第1号、第2号及び第4号</u>に掲げる事項並びに<u>同条第3項の方針</u>の変更</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。